

令和 6 年 9 月  
令和 6 年第 3 回 栃木市議会定例会  
議 案 書

栃 木 市



| 番 号    | 件 名                                                          |    |
|--------|--------------------------------------------------------------|----|
| 報告第11号 | 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）                                     | 1  |
| 報告第12号 | 令和5年度栃木市継続費精算報告書                                             | 6  |
| 報告第13号 | 令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について                             | 8  |
| 報告第14号 | 一般財団法人栃木市農業公社の令和5年度事業状況報告書の提出について                            | 10 |
| 議案第73号 | 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第4号）                                        | 別冊 |
| 議案第74号 | 令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第1号）                             | 別冊 |
| 議案第75号 | 令和6年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第1号）                                  | 別冊 |
| 議案第76号 | 令和6年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）                                      | 別冊 |
| 議案第77号 | 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例<br>の一部を改正する条例の制定について     | 11 |
| 議案第78号 | 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例<br>の一部を改正する条例の制定について     | 13 |
| 議案第79号 | 栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する<br>条例の一部を改正する条例の制定について | 15 |
| 議案第80号 | 工事請負契約の締結について（東郷堀川調節池整備工事）                                   | 17 |
| 議案第81号 | 財産の取得について（公共施設（10施設）LED照明器具）                                 | 18 |
| 議案第82号 | 財産の取得について（（仮称）都賀総合支所複合施設備品（事務用品））                            | 19 |
| 議案第83号 | 財産の貸付けについて                                                   | 20 |
| 議案第84号 | 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について                                      | 22 |
| 議案第85号 | 令和5年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について                                     | 24 |
| 議案第86号 | 令和5年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について                                    | 25 |
| 議案第87号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（佐山和江氏）                          | 26 |
| 議案第88号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（臼井春江氏）                          | 27 |
| 議案第89号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（大阿久功子氏）                         | 28 |
| 議案第90号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（石塚和子氏）                          | 29 |
| 認定第2号  | 令和5年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について                                    | 30 |
| 認定第3号  | 令和5年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                              | 31 |
| 認定第4号  | 令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について                             | 32 |
| 認定第5号  | 令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算<br>の認定について                    | 33 |

|          |                                                 |    |
|----------|-------------------------------------------------|----|
| 認定第 6 号  | 令和 5 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算<br>の認定について | 34 |
| 認定第 7 号  | 令和 5 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算<br>の認定について      | 35 |
| 認定第 8 号  | 令和 5 年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について               | 36 |
| 認定第 9 号  | 令和 5 年度栃木市水道事業会計決算の認定について                       | 37 |
| 認定第 10 号 | 令和 5 年度栃木市下水道事業会計決算の認定について                      | 38 |

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、  
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

専決第 7 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第 8 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第 9 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年6月20日

栃木市長 大 川 秀 子

令和6年3月2日、栃木市大平町新地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町新地内居住者

2 損害賠償の額

193,600円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年7月9日

栃木市長 大 川 秀 子

令和6年6月6日、栃木市皆川城内町地内において発生した学校管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市皆川城内町地内居住者

2 損害賠償の額

42,570円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年7月16日

栃木市長 大 川 秀 子

令和6年5月14日、栃木市吹上町地内において発生した学校管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市箱森町地内居住者

2 損害賠償の額

268,103円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。



# 令和5年度栃木市継続費精算報告書

| 款 | 項 | 事業名      | 年度 | 全 体 計 画       |             |               |             |            |
|---|---|----------|----|---------------|-------------|---------------|-------------|------------|
|   |   |          |    | 年割額           | 左 の 財 源 内 訳 |               |             |            |
|   |   |          |    |               | 特 定 財 源     |               |             | 一般財源       |
|   |   |          |    |               | 国県支出金       | 地方債           | その他         |            |
| 9 | 1 | 消防庁舎整備事業 | 3  | -             | -           | -             | -           | -          |
|   |   |          | 4  | 1,285,665,000 | -           | 1,157,000,000 | 105,000,000 | 23,665,000 |
|   |   |          | 5  | 370,319,000   | -           | 333,200,000   | 30,000,000  | 7,119,000  |
|   |   |          | 計  | 1,655,984,000 | -           | 1,490,200,000 | 135,000,000 | 30,784,000 |

報告第12号

(単位：円)

| 実 績           |             |               |             |            | 比 較                |             |               |              |              |
|---------------|-------------|---------------|-------------|------------|--------------------|-------------|---------------|--------------|--------------|
| 支出済額          | 左 の 財 源 内 訳 |               |             |            | 年割額と<br>支出済額<br>の差 | 左 の 財 源 内 訳 |               |              |              |
|               | 特 定 財 源     |               |             | 一般財源       |                    | 特 定 財 源     |               |              | 一般財源         |
|               | 国県支出金       | 地方債           | その他         |            |                    | 国県支出金       | 地方債           | その他          |              |
| -             | -           | -             | -           | -          | -                  | -           | -             | -            | -            |
| 694,329,985   | -           | 624,800,000   | 56,705,000  | 12,824,985 | 591,335,015        | -           | 532,200,000   | 48,295,000   | 10,840,015   |
| 896,820,015   | -           | 792,800,000   | 78,295,000  | 25,725,015 | △ 526,501,015      | -           | △ 459,600,000 | △ 48,295,000 | △ 18,606,015 |
| 1,591,150,000 | -           | 1,417,600,000 | 135,000,000 | 38,550,000 | 64,834,000         | -           | 72,600,000    | -            | △ 7,766,000  |

令和6年8月30日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
について

令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年8月30日提出

栃木市長 大 川 秀 子

### 1 健全化判断比率

| 指 標 名 称  | 数 値   | 早期健全化基準 |
|----------|-------|---------|
| 実質赤字比率   | —     | 11.53%  |
| 連結実質赤字比率 | —     | 16.53%  |
| 実質公債費比率  | 8.6%  | 25.0%   |
| 将来負担比率   | 13.2% | 350.0%  |

### 2 資金不足比率

| 会 計 名 称                | 数 値 | 経営健全化基準 |
|------------------------|-----|---------|
| 栃木市水道事業会計              | —   | 20.0%   |
| 栃木市下水道事業会計             | —   | 20.0%   |
| 栃木市栃木インター西<br>産業団地特別会計 | —   | 20.0%   |
| 栃木市平川<br>産業団地特別会計      | —   | 20.0%   |

### 3 監査委員の意見

別紙のとおり

注1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

一般財団法人栃木市農業公社の令和 5 年度事業状況報告書  
の提出について

一般財団法人栃木市農業公社の令和 5 年度事業状況報告書を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により別添のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

議案第 7 7 号

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年栃木市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第2の11の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成22年栃木市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

第11条及び第12条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市監査委員に関する条例（平成22年栃木市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成22年栃木市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- |   |        |                                                                        |
|---|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 東郷堀川調節池整備工事                                                            |
| 2 | 契約の方法  | 事後審査型条件付き一般競争入札                                                        |
| 3 | 契約金額   | 279,400,000 円                                                          |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木市菌部町 2 丁目 6 番 6 号<br>牧田・富田特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社牧田工務店<br>代表取締役 牧田 巧 |

財産の取得について

公共施設（10施設）LED照明器具として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- |   |           |                                                |
|---|-----------|------------------------------------------------|
| 1 | 財 産 の 表 示 | 公共施設（10施設）LED照明器具                              |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約                            |
| 3 | 取得予定価格    | 48,314,640円                                    |
| 4 | 取 得 相 手   | 東京都千代田区神田練塀町3番地<br>東京センチュリー株式会社<br>代表取締役 馬場 高一 |

財産の取得について

(仮称) 都賀総合支所複合施設備品 (事務用品) として、次の財産を取得することについて、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- |   |           |                                                    |
|---|-----------|----------------------------------------------------|
| 1 | 財 産 の 表 示 | (仮称) 都賀総合支所複合施設備品 (事務用品)                           |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 条件付き一般競争入札                                         |
| 3 | 取得予定価格    | 32,950,940 円                                       |
| 4 | 取 得 相 手   | 栃木県栃木市富士見町 14 番 12 号<br>有限会社 栃木大気堂<br>代表取締役 小笠原 文子 |

財産の貸付けについて

栃木市コミュニティFM放送局演奏所及び設備一式として、次の財産を貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月30日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 建 物 の 表 示

| 種 別 | 所 在        | 名 称                              | 面 積    |
|-----|------------|----------------------------------|--------|
| 建 物 | 栃木市倭町13番2号 | 栃木市観光情報物産館内<br>栃木市コミュニティFM放送局演奏所 | 33.23㎡ |

2 設 備 の 表 示

- (1) 演奏所設備（スタジオブース含む）一式（栃木市倭町13番2号）
- (2) 演奏所設備（スタジオブース含む）一式（栃木市樋ノ口町43番地5）
- (3) 送信所設備一式（栃木市万町9番25号）
- (4) 中継局設備一式（栃木市藤岡町甲64番地2）

3 貸 付 期 間 令和6年11月1日から令和11年9月30日まで

4 貸 付 金 額 無償

5 貸付けの相手方 栃木市樋ノ口町43番地5

ケーブルテレビ株式会社

代表取締役 高田 光浩

## 6 貸付けの条件

貸し付ける建物及び設備一式は、栃木市コミュニティFM放送局「とちぎシティエフエム」の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年栃木県指令市町村第 8 6 4 号）を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

## 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年栃木県指令市町村第864号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

### 附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

令和 5 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

令和 5 年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金 452,307,242 円のうち 211,919,839 円を資本金に組み入れ、240,387,403 円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和 5 年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

令和 5 年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金 170,813,256 円のうち 116,400,000 円を資本金に組み入れ、54,413,256 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

議案第 87 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市倭町 11 番 6 号

氏 名 佐山 和江

生年月日 昭和 29 年 6 月 3 日

議案第 88 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市尻内町 6 6 5 番地 4

氏 名 臼井 春江

生年月日 昭和 32 年 2 月 9 日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市西方町金井 292 番地 2

氏 名 大阿久 功子

生年月日 昭和 31 年 3 月 29 日

議案第 90 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大平町西水代 1 6 4 3 番地 3

氏 名 石塚 和子

生年月日 昭和 34 年 12 月 7 日

認定第2号

令和5年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度栃木市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和6年8月30日提出

栃木市長 大 川 秀 子

認定第 3 号

令和 5 年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

令和 5 年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治  
法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を  
求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

認定第4号

令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  
について

令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和6年8月30日提出

栃木市長 大 川 秀 子

認定第5号

令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出  
決算の認定について

令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和6年8月30日提出

栃木市長 大 川 秀 子

認定第 6 号

令和 5 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

認定第7号

令和5年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和6年8月30日提出

栃木市長 大 川 秀 子

認定第 8 号

令和 5 年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

令和 5 年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算について、地方自治  
法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を  
求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

認定第 9 号

令和 5 年度栃木市水道事業会計決算の認定について

令和 5 年度栃木市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

認定第 10 号

令和 5 年度栃木市下水道事業会計決算の認定について

令和 5 年度栃木市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により議会の認定を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

栃木市長 大 川 秀 子



## 栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくれます
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

